

《書評》

『子育て罰：「親子に冷たい日本」を変えるには』

末富芳\*・桜井啓太\*\*著、光文社新書、2021年

西田 浩之†

本書は、日本の子育てをする親と子とその暮らしにおいて、社会からまるで「罰」を受けているような状況であるということ、教育費問題や教育財政などを研究テーマとする教育学者の末富氏とケースワーカーとして10年間の生活保護の現場経験をもとに貧困問題を専門とする社会福祉学者の桜井啓太氏が、近年の子育て政策や様々なデータ、著者自身の体験などを用いて論じている。そこで、本書のタイトルでもある「子育て罰」という言葉について、まずその定義を確認しておきたい。

「子育て罰」

- ①子育てをしながら働く母親（ワーキングマザー）と子どもを持たない非母親との間に生じる賃金格差を示す経済学・社会学の概念（そのため「motherhood penalty：母親ペナルティ」とも呼ばれる）。
- ②社会のあらゆる場面で、まるで子育てをすること自体に罰を与えるかのような政治、制度、社会慣行、人びとの意識。

この「子育て罰」という言葉は、そもそもは著者の一人である桜井氏が自身の貧困研究のなかで、社会学・労働経済学の用語である「チャイルド・ペナルティ child penalty」の訳語としたものであり、ここでは①のように定義されている。それを、本書ではこの定義をさらに広げ、子育てを「自己責任」とみなし、親子を苦しめる社会のありようをさして②の意味をもって用いている。

本書の副題にある「親子に冷たい日本」とは、「少子高齢化が加速する日本において出生数の回復は急務であるにもかかわらず、日本は諸先進国に比して家族関連社会支出が極端に少ない。子育て世帯に福祉的『ボーナス』を与えるどころか、金銭的にも社会的にも『罰』を与える政策により、日本の少子化対策は完全に失敗している」（はしがき）という、この国の困難な状況をさした表現である。そうした状況認識のうえで、著者である末富氏自身は、仕事と育児を共にし、子どもの貧困政策に委員としてかかわるなかで、研究者としても親としてもこの国の子ども・子育て世帯への冷た

---

\* 日本大学文理学部教授

\*\* 立命館大学産業社会学部准教授

† 生瀬ぼぼこども園保育教諭

nishida.chariot@gmail.com

さを身にしみて感じこられたという。そのため、ご自身も「子育て罰」の被害者であるという思いや体験をまじえ、「この国から子育て罰をなくしたい。子どもや親にやさしくあたたかい国であってほしい」と願うところから執筆された本であると、本書の意図を述べている。

それでは、本書の概要についてみてみたい。「はじめに」と「あとがき」をのぞき、5章から構成され、第1、3、5章は末富氏、第2章は桜井氏によって書かれ、第4章は両者による対談となっている。

第1章 「子育て罰」を作った3つの政治要因

第2章 「子育て罰」と子どもの貧困

第3章 「子育て罰大国」はどのようにして生まれたか

第4章 「子育て罰」大国から「子育てボーナス」社会へ！

第5章 「子育て罰」をなくそう

第1章では、「子育て罰」を、日本の「政治や社会が子どもと子どもを持つ世帯に冷たく厳しい仕打ち」を与えることとし、日本においてなくすべき課題であると改めて強調し、①場当たり主義の政治、②少なすぎる子ども・家庭への投資、③子どもを差別・分断する制度、と3つの政治要因を挙げて、批判的に論じている。日本には、時々の政権による児童手当の水準や教育の無償化などの迷走、政府の子どもやその家族への不十分な支出、親の属性や子どもの生まれた年によって子どもが受けられる児童手当や教育に差が生まれる制度がある。これらの複合によって、親の所得に限らず子育て世帯に経済的に苦しさがうまれ、子どもの教育を受ける機会は脅かされ、結果的に日本の人的資本育成にマイナスになっているという。本書の総論に当たる内容である。

第2章では、桜井氏が、まずチャイルド・ペナルティを「子ども罰」ではなく「子育て罰」とあえて訳した含意について解説していく。そのうえで、「子育て罰」の元の使用法に近い観点（賃金や家庭の所得への影響）から、「子どもの貧困」に及ぼす「子育て罰」の国際比較の議論を取り上げ、「子育て罰」が「子どもの貧困」を生み、「子育て罰」の除去が貧困の解消へとつながるイメージを提示する。そのなかで、OECDが2018年10月に発行したワーキングペーパー『Child poverty in the OECD』を用いて他国の状況と比較、分析し、明らかにされる日本の貧困問題の特異さのインパクトは強烈だ。筆者は、その特異な日本の「貧困問題の多くは政治的不作為と社会の責任による」とする。ここで「社会の責任」というのは、マクロな政治の責任のみならず、日本の働き方や飲み会文化などを挙げ、一般社会の慣習や人びとの意識が与える影響の大きさについても重視する趣旨である。つまり、「子育て罰」の責任はわたしたち大人ひとりひとりの側にもあるという指摘である。だからこそ「貧困」や「子育て罰」は社会的に軽減することが可能であると示唆される。

第3章では、日本が「子育て罰」の国になった原因を探っている。高額な教育費問題や先行研究をもとに、近代以降、産業構造の変化とともに性別分業の進展と学校制度の発達の中で、女性や子どもが「公的領域」から排除されてきた過程が論じられている。その結果、子育てが家庭に押し込められ、母性神話や健康優良児運動にみられる「理想の子ども」イデオロギーが拡大・浸透していく中で、母親へのプレッシャーやストレスが大きくなったのだと分析している。また、教育について親負担・親責任にフリーライドする政治と、それが維持され続けていることを批判的に説明し、「子育て罰」社会の治療法を提示する。

第4章では、著者二人の対談を通じ、近年の子育て支援政策、子どもの貧困対策、労働や賃金の課題、政治の課題に視点をおいて問題が具体的に語られている。そして、北欧諸国の例を挙げる中

で、「子育て罰」に対抗する「子育てボーナス」というアイデアを提示し、日本の政治の課題を浮き彫りにしてみせる。他方で、著者自身が受けてきた「子育て罰」のエピソードは、私たちが暮らす社会における働き方や関係性のリアルを物語っている。それは、「賃金や所得にあらわれない子育て世代を罰している社会構造」として「政治だけでなく、社会全体が子育て罰を与えている」問題なのだということを私たちに突きつける。

第5章では、まず、「こども庁」についての議論を政党ごとの政策を比較しながら、「こども庁は『子育て罰』をなくせるか」という視点から分析している。それとともに、末富氏自身が考える「子育て罰」をなくすための方法が提示される。日本の「少子化対策」の失敗を指摘し、それに代わるべきものとして「子ども・家族対策」について具体的な施策の柱を立てて解説する内容となっている。

さて、本書は「子育て罰」という新たな概念から二人の著者によって問題状況を論じた本であるが、両者の間には共通する点と異なる点とがみられる。

まず、共通するのは「カネ」だ。末富氏は、児童手当、教育無償化などを論点に、一貫して教育費、育児費の問題について論じる。また、桜井氏は、「子どもの貧困」や社会政策における国際比較を補助線として、貧困問題について論じる。つまり、定義に「子育てをすること自体に罰を与えるかのような政治、制度、社会慣行、人びとの意識」とあるが、「子育て罰」についてその問題の根幹にあるのは、やはり「カネ」だという共通認識である。「カネ」を巡る様々な政策、制度、その下で暮らす人々の意識、関係、働き方などによって「子育て罰」は生まれ、貧困はより強固で固定的なものとなる。そこで、人々は「子育て」をめぐるでも分断されている社会状況があると読み取れる。

では、異なる点とは何か。それは社会から「子育て罰」を取り除いて目指すものが、「機会の平等」か「結果の平等」か、という点である。

第4章の両者の対談の中で、末富氏は「意欲を持って学んで、少なくとも自分で自立していけるようになるためには、親の生活、家庭での生活が十分支えられてないと到底、自立は目指せないというのが社会科学の研究者としての私の結論」と述べていた。「暮らしを支えて、学びを支えて初めて子どもは頑張れるんです。だから、『頑張る意欲すら奪われている人たちの存在を見ろ』と言いたい」とし、人の自立は個人が力をつけて目指すものであり、そのためには教育の機会が保障されることが必要である、と論じている。他にも、高所得層への児童手当削減について、「少なくとも教育に関するすべての支援制度の所得制限を撤廃してからにすべきで」、「これをしなければ、進学機会を失う若者が続出し、結果的にわが国の人的資本育成のマイナス」になるとも述べている。「教育が人生のリスクを小さくするという認識を社会で共有し、政府が継続的・計画的に投資をすることで、教育にまつわる費用負担を『社会責任主義』に変えていくことができる」、あるいは、「子ども・子育てへの投資が、子ども自身の人生にとって重要であるとともに、就労率や所得、税収の上昇、生活保護や医療費を削減させる効果がある」など、先行研究も参考にして、本書の様々な部分で「教育」とその機会確保のための財政的支援の重要性を説く。「生活そのもの」ではなく「生活できるようにするための教育の機会」の保障の必要が一貫して強調されている。

それに対して、桜井氏は、研究者の間でも社会福祉学者が教育の重要性を主張している状況や、国の行政においても生活保護費を削減する一方で学習支援の事業費予算が年々上がっていくことを問題視する。現場においては学習支援も大事であるとしつつ、「すごくいい教え方をする支援実践も、家に帰ったら自分の部屋どころか学習机すらなくて、教科書や学用品さえろくに持てない環境に戻

るなら弥縫策にしかならない」と、政策も実践も研究者のありようも、「生活」ではなく教育に力が注がれている点を批判的にとらえる。そのため、必要なのは個別支援による「教育の機会」ではなく「生活」の保障であると論じる。この視座は、第2章の論考からも一貫している。

そこから、「貧困層の子どもが頑張っても東大に行けるようになるより、たとえ中退しても貧困にならない社会のほうがずっと大事。努力している人を貶めるつもりはないですけど、一定の成功モデルって逆に、それが抑圧的になってしまうところもある」と続ける。教育の機会は平等に与えられたとしても、能力主義、競争主義の社会で成果を得られなければ結局生活が保障されなくなる問題の構造を問う。だから、その機会を保障する支援や制度のあり方をよりに改善するより、個人の能力や生産性を重視する競争主義や自己責任論を助長し、貧困を生み出す社会の問題を容認してしまう危うさを説く。

評者は、保育士として子どもを「支援」しようとする風土は、就学前の子どもが暮らす場にも厳然とあると考える。親、保育士をはじめ、医師、研究者、発達支援の資格者など、子どもの周囲にいる大人は子どもの発達を注視する。年々、子どもの数は減る一方で発達障害とされる子どもは増え続けている。対象の子どもには特別支援を行い、少しでもより力が身につくように個別に教育を施す。保育園でも「コミュニケーション能力」「コンピテンシー」という言葉が躍り、将来質のいい仕事に就くために、雇用されるに見合う能力を身につけるためにと、大人たちはよかれと思って子どもの発達を保障しようとする。

しかし、桜井氏が問題視するように、現在の社会においては、個人が平等に頑張る機会を与えられたとしても、その競争から脱落した人、排除された人は、自分の力で十分な収入を得ることはできない。「生活」を保障する社会制度・条件がなければ、その結果は貧困や格差の再生産になるのではないだろうか。個人が力を得るためという志向が強まり、就学前の子どもたちが暮らす場も「教育」の色が濃くなっている。子どもが力を身につけるために必要なものだとして、1年を通して様々な「教育的」な活動や行事がすすめられる。ひるがえって、将来の心配がなかったとすれば、結果としてどの子どもにも生きる権利が本当に保障されていたとすれば、その必要性はどうか。家族の「生活」の基本的保障があれば、子どもたちは毎日を忙しくなく、暮らす場所を分けられることもなく、もっと自由に、のびやかに暮らすことができるのではないか。「子育て罰」社会の下での学習支援は、子どもたちを競争の場へと放り込み、生きる力を身につけるどころか反対に奪ってしまっている恐れがある。「意欲を持って学んで、自分で自立」という「機会の平等」の保障は、その意味で社会を問うているようで改めて問題を個人化させてしまう。

本書は「子育て罰」という新たな概念を用いて、子ども、子育てをめぐる私たちのありように様々な気づきを与えてくれる。だが、同時に課題もつきつけている。「罰しているのは誰か」「罰されているのは誰か」。そのヒントも本書の中にある。「子育て罰」を打ち捨てる可能性は、私たちみんなが居る場所にある。